

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国、東京電力株式会社

準 備 書 面 3

(原子力安全規制に関する法体系と規制権限)

平成26年9月2日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 古 殿 宣 敬 代

同 津久井 進 代

同 西 野 百合子 代

同 辰 己 裕 規 代

同 曾 我 智 志 代

同 安 保 晶 之 代

第1 原子力安全規制に関する法体系について

1. 被告国の整理について

被告国は、我が国の原子力規制に関する法体系について、被告国第1準備書面10頁から20頁において整理している。原告らは、被告国による法体系の整理については基本的には争わない。なお、政府事故調中間報告（甲A2号証の1）363頁以下及び「原子力の安全に関する条約日本国第5回国別報告」（丙A11号証25頁以下）に、原子力規制に関する法令上の枠組みの内容等に関する説明があるので、その部分も参考されたい。その上で、原告らは、被告国が整理した原子力規制の法体系について以下のとおり若干の付言をする。

2. 原子力基本法は「安全の確保」を目的とした最上位法規であること

原子力基本法は、原子力・放射能が通常の科学技術のレベルをはるかに超え、容易に入類に制御不能な状態に陥るものであり、国民・国家、更には地球上の人類・生物を滅亡させかねない極めて異質かつ異常な危険を内包していることから、同法2条において「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」と規定し、同法の目的が、原子力の利用は「安全の確保を旨」としてなされるべきことを明らかにしている。なお、平成24年6月27日改正で、同条2項に、原子力の利用の「安全の確保」は、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全……に資することを目的として」行うとの規定が追加されており、その趣旨が明確にされている。この原子力基本法は、わが国の原子力安全規制に関する法体系では最上位法規である。この「安全の確保」を基本理念とする原子力基本法の下、政府が行う安全規制を規定した原子炉等規制法、放射線障害防止法、電気事業法などが制定されている。なお、原子力基本法も最高法規である憲法のもとにあることは言うまでもない。

3. 原子炉等規制法（炉規法）の目的と主務大臣

訴状記載のとおり、炉規法は、原子力基本法14条に基づくものとして、「原子力基本法…の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和的目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的」(1条)としている。そして、原子炉の設置許可の基準について、「原子炉施設の位置、構造及び設備が…原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と規定している(24条1項4号)。そして、炉規法23条1項は、「原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。」としており、本件で対象となる「発電の用に供する原子炉」(以下「実用発電用原子炉」という。)については、経済産業大臣が所管することとされている。従って、原子炉施設の安全規制の権限は、経済産業大臣にある。

4. 電気事業法も原子力基本法以下の原子力安全規制の法体系に位置づけられること

前述のとおり、原子炉施設の安全規制の権限は、原子炉等規制法により経済産業大臣にある。もっとも、わが国の実用発電用原子炉は、原子炉等規制法に規定する「設計及び工事の認可」「使用前検査」「溶接の方法及び検査」「施設定期検査」について、電気事業法において同等の規制を受けているため、規制の重複を避ける観点から、原子炉等規制法の該当する規定の適用対象から除外されている(丙A11・27頁。原子炉等規制法73条において、同法27条から29条が適用除外となっている)。このため、経済産業大臣は、上記4つの規制項目については電気事業法に基づき安全規制をする権限を有することになる。

そして電気事業法は「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、

「公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る」ことを目的（1条）とし、電気工作物の維持について定める「技術基準」（経済産業省令）の内容は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」と規定している（39条2項1号）。もとより、電気事業法は、原子力発電のみならず、水力発電、火力発電の電気工作物の維持、運用をも規制することを目的としてはいるが、実用発電用原子炉の安全性の確保については、原子力基本法、炉規法、電気事業法が原子力安全規制の目的のもと、一連の法規制体系として制定されていると理解すべきであるし、現に被告国も電気事業法を原子力安全規制の法体系に位置づけている。

5. 原子力災害対策特別措置法（原災法）に規定されている国の責務について

訴状記載のとおり、原災法は、JCO臨界事故の経験を踏まえ「原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」（1条）としている。

また、同法4条1項は国の責務として、「国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない」と定めている（なお、災害対策基本法3条1項は、「国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」とある）。また原災法4条3項は「主務大臣は、この法律の規定による権限を

適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるよう、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない」と定めている。そして、同法6条は関係機関の連携協力として「国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない」としている。

このように、原子力災害の特殊性にかんがみ、原災法が事後対策のみならず原子力災害予防対策をも国の責務としていることを忘れてはならない。

6. 原子力安全委員会について

(1) 原子力安全委員会の所掌事務等

原子力安全委員会の所掌事務は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条において、「一　原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。」「二　核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。」等について「企画し、審議し、及び決定する。」ことと規定されている。そして、原子力安全委員会の下に「原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する」組織として、学識経験者からなる原子炉安全専門審査会を設置して、専門的な調査審議を行うものとしている（16条）。

原子力に関する国による安全規制は、直接的には経済産業大臣等の行政機関によって行われるが、原子力安全委員会は、これらから独立した中立的な立場で、国による安全規制についての基本的な考え方を決定し、行政機関ならびに事業者を指導する役割を担っており、この目的を達するために、原子力安全委員会は、内閣総理大臣を通じた関係行政機関への勧告権を有するなど、通常の審議会にはない強い権限を有するものとされている（24条）。

原子力安全委員会が遂行した主な業務として、同委員会は以下のように整理を

している（同委員会の旧ホームページによる）。

- 「1. 原子力安全に関する基本的な考え方を提示するとともに、指針類の整備を行ってきました。基本的な考え方は行政機関の施策や事業者の安全確保活動に反映され、指針類は、安全審査の基準や自治体における防災対策の基準として用いられています。
2. 原子炉の設置許可などに関する安全審査を行い、安全性の確認を行ってきました。審査においては、規制行政庁とは異なる視点から検討を行っています。
3. 原子力施設の設置許可の後に規制行政庁が行う「後続規制」活動を監視・監査し、不断の改善・向上を促すことを目的とした「規制調査」を実施しています。
4. 原子力施設に関する事故などへの対応を行ってきました。特に、平成11年9月に発生したJCO臨界事故においては、現地における助言活動や事故調査報告書の作成など、専門的・技術的観点から事故対策に関する中心的な活動を行いました。」

（2）安全規制に関する各種指針類の重要性及び技術基準省令との関係

原子力安全委員会の活動のうち、特に重要なものは原子力の安全規制に関する各種指針類の策定である。原子力安全委員会は、安全審査を行う際に用いる審査基準として、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（安全設計審査指針）、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（重要度分類指針）、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（耐震設計審査指針）、発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（安全評価審査指針）などを策定している（丙A12）。

そして、前述のとおり原子炉の安全規制に関しては、法律上の直接の規制権限は経済産業大臣などの各規制権限者に属するが、原子力委員会等設置法にお

ける原子力安全委員会の所掌事務の定め及び同委員会に關係行政機関に対する勧告権限が認められた趣旨から、実際の規制に際しては、原子力安全委員会の決定する各種の指針類が、経済産業大臣等による規制権限行使の基準としての役割を果たすべきものとして予定されているところである。この点、原子力安全基盤機構規格基準部作成の「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」の「解説の趣旨」(甲A 6号証の1)によれば、後に概観する「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)についても、「発電用原子力設備の基本設計に係る妥当性の確認に使用される「安全設計審査指針」における要件が、詳細設計で使用される技術基準で設備要件として明示されるよう両者の照合が行われ、必要な規定が盛り込まれた。また、基本設計において「安全評価審査指針」に基づいて行われる安全解析に適用される設備仕様についても技術基準で確認できるように見直しが行われた。」とされており、「原子力安全委員会の指針との整合性の確保」が求められている。

第2. 電気事業法39条・40条に基づく経産大臣の規制権限と技術基準省令について

1. 電気事業法39条・40条の趣旨

(1) 電気事業法39条1項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない」と規定し、経済産業大臣に、発電用原子力設備に関する技術基準を経済産業省令で定める権限を委任している。なお、同条2項1号は経済産業省令について「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」を求めている。当該規定の委任を受けて、経済産業大臣は、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)を定めている(以下、省令62号という)。

電気事業法39条1項が規制権限を経済産業大臣に委任した趣旨は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ために規定すべき技術基準の内容が、多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容を、適時にかつ適切に、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見に適合したものに改正をしていくためには、技術基準の制定・改正権限を主務大臣に委ねるのが適当であるとされたことによるものである。

(2) そして、電気事業法40条は、「経済産業大臣は、事業用電機工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないと認めるときは、事業用電機工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電機工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止することを命じ、又はその使用を制限することができる。」と定め、経済産業大臣に対し、発電用原子力設備が前述の省令62号に適合していない場合には、同設備を省令62号に適合させるべく設置者に対して同条記載の上記各技術基準適合命令を発する権限を認めているのである。

(3) したがって、経済産業大臣には、原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的として、万が一にも事故が起こらないようにするために、技術基準を技術の進歩や最新の地震、津波等の知見等に適合したものにすべく、電気事業法39条に基づく省令制定（改正）権限を、適時にかつ適切に行使することが求められている。そして、省令制定（改正）により、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見等に適合した技術基準に基づく万全の安全確保措置を執った上で、さらに経済産業大臣には、この新たな技術基準に事業用電機工作物である実用発電用原子炉を適合させるために、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令や行政指導権限を適時にかつ適切に行使し、国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することが求められているのである。

2. 伊方原発最高裁判決

上記した規制権限の行使の理解は、伊方原発訴訟最高裁平成4年10月29日判決の以下の判示からも十分に裏付けられる。

すなわち、同最判は、「(原子炉等) 規制法二四条一項四号は、原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が…原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、…多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不斷に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適當ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分首肯できる」と判示しており、さらに炉規法24条1項3号、4号の趣旨について、「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が、原子炉の設置、運転につき所定の技術能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射線によって汚染するなど、深刻な災害を引きおこすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で……申請にかかる原子力施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行なわせることにあると解される」と判示している。

伊方原発訴訟最高裁判決は、直接的には原子炉設置許可処分の取消の適否に関するものであるが、上記した判示部分は、原子炉設置許可処分後も含めて、炉規法の目的である「原子炉等の『災害を防止し』て『公共の安全を図る』ために、万が一にも事故が起こらないようにするため、原子炉設備を技術の進歩や最新の地震・津

波等の知見等に適合したものにすべく、適時にかつ適切に規制権限を行使することをも求めていると解すべきである。

3. 「省令62号」について

前述のとおり、経済産業大臣は、電気事業法39条1項に基づき「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)を定めている。経済産業大臣は、この省令62号を制定・改正する権限を有するとともに、省令62号に基づき被告東京電力に対し技術基準適合命令を発し（あるいは行政指導を行う）権限を有していた。そこで、以下では項を改めて、被告国(被請求人)の規制権限不行使の前提となる省令62号の改訂状況について整理する。

第3. 被告国(被請求人)の規制権限不行使違法の前提としての省令62号の改訂状況

1. 原告らの主張する被告国(被請求人)の規制権限不行使違法の時期

原告らは、被告国(被請求人)の規制権限不行使（地震対策、津波対策、SA・SBO対策に関する省令改正権限不行使・技術基準適合命令不行使・行政指導権限不行使）について、地震に関しては平成14年7月ころ、あるいは平成18年9月ころ、遅くとも平成21年6月ころ以降の違法を、津波に関しては平成14年7月ころ、または遅くとも平成18年5月ころの違法を、SA・SBO対策については平成18年9月ころの違法を主張している（訴状77頁、88頁、113頁）。

そして、省令62号は、制定後一部改正が繰り返されているが、原告らが被告国(被請求人)の規制権限不行使違法を主張する平成14年、平成18年、平成21年については、それぞれ平成13年10月1日改正後の規定（丙A5の1）、平成17年1月22日改正後の規定（丙A5の2）、平成20年2月27日改正後の規定（丙A5の3）が各適用されることとなる。そこで、本項では、被告国(被請求人)の規制権限不行使違法を主張・立証する前提として、被告国(被請求人)が各時点において制定していた省令の内容を検討する。

2. 平成14年当時の省令62号（丙A5の1）

【地震】

耐震性に関し省令62号5条は、平成14年の時点で、以下の通り規定する。

(耐震性)

第5条

- 1 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。
- 2 前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。

なお、2006（平成18）年1月1日版の「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」（甲A6号証の2、以下「解説」という）によれば、「第5条は、安全設計審査指針の『指針2 自然現象に対する設計上の考慮』（第1項）及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に対応する」とされている。すなわち省令62号は、地震に関し、平成14年の時点で耐震設計審査指針の規定を盛り込み、地震力により公衆に放射線障害を及ぼさないようにしなければならない旨を規定していたのである。

【津波】

防護施設の設置等に関し省令62号4条1項は以下の通り規定する。

(防護施設の設置等)

第4条

1. 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不

同沈下等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

なお、「解説」によると、関連する安全設計審査指針は「指針2 自然現象に対する設計上の考慮」であるとされている。

【外部電源喪失】

(1) 安全設備に関し省令62号8条の2第1項及び第2項は以下の通り規定する。

(安全設備)

第8条の2

1. 安全設備は、二以上の原子炉施設に併用するものとして施設してはならない。

ただし、安全設備の能力、構造等から判断して原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときはこの限りではない。

2. 安全設備(原子炉格納容器を除く。以下この項において同じ。)は、当該安全設備自体又は当該安全設備が属する系統として、多重性を有するように施設しなければならない。

なお、「解説」によると、関連する安全設計審査指針は「指針6 環境条件に関する設計上の考慮」「指針9 信頼性に関する設計上の考慮」であるとされている。

(2) 原子力発電所に接続する電線路等に関し省令62号33条1項ないし3項は以下の通り規定する。

(原子力発電所に接続する電線路等)

第33条

1. 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであって、使用電圧が六万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連けいするよう施設しなければならない。

2. 原子力発電所には、前稿の電線路及び当該原子力発電所において常時使用さ

れている発電機からの電気の供給が停止した場合において保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。

3. 原子力発電所の保安を確保するため得に必要な装置には、無停電電源装置またはこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

なお、「解説」によると、関連する安全設計審査指針は「指針27 電源喪失に対する設計上の考慮」「指針48 電気系統」であるとされている。

【全交流電源喪失】

平成14年時点では、省令62号には、全交流電源喪失についての規定は存在しなかった。

3. 平成18年当時の省令62号（丙A5の2）

【地震】

その後改正はなされていない。

【津波】

平成17年12月22日までの省令62号の一部改正によって、防護施設の設置等に関する4条1項の規定は、以下のように改正された。

(防護施設の設置等)

第4条

1. 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

「解説」では「第4条は、第5条で定める耐震性の要求を除き、想定される自然災害又は外部からの人為的災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場

合に、適切な措置を講ずることを求めたものである。」とされている。

【外部電源喪失】

- (1) 平成17年12月22日までの省令62号の一部改正によって、安全設備に関する8条の2第1項及び第2項は、以下のように改正された。

(安全設備)

第8条の2

- 1 第二条第八号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の单一故障（单一の原因によつて一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。）が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。
- 2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。

なお「解説」によると第1項の改正は、安全設計審査指針「指針9（信頼性に関する設計上の考慮）」に対応して、多重性又は多様性及び独立性、その仮定として单一故障に加え、外部電源が使用できない場合の考慮を安全設備に関する要求事項として明確にしている。また、第2項の改正は、「解説」によると、安全設計審査指針「指針6（環境条件に対する設計上の考慮）」に対応して、その機能が期待されているすべての環境条件に適合できるよう施設することを安全設備に関する要求事項として明確にしている。

- (2) また、平成17年12月22日までの省令62号の一部改正により、保安電源設備に関し、非常用電源設備に関する33条4項が以下のように追加された。

(保安電源設備)

第33条

4 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の单一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

なお、「解説」によると、関連する安全設計審査指針は「指針27 電源喪失に対する設計上の考慮」「指針48 電気系統」であるとされている。

【全交流電源喪失】

(1) 平成17年12月22日までの省令62号の一部改正により、循環設備等に関する16条に5号の規定が以下のとおり追加された。
(循環設備等)

第16条

原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。

五 原子炉停止時(短時間の全交流動力電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備
「解説」によると、安全設計審査指針「指針27(電源喪失に対する設計の考慮)」に対応して、第5号の残留熱を除去することができる設備に対して短時間の全交流電源喪失時における要求を追記したものとされている。

(2) また平成17年12月22日までの省令62号の一部改正により、保安電源設備に関し、33条5項が、以下のとおり追加された。

(保安電源設備)

第33条

5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。

「解説」によると、安全設計審査指針「指針27（電源喪失に対する設計上の考慮）」に対応し、全交流電源喪失を想定した対策を明確にするため、当該指針における要求を満たすような蓄電池等の設置を求める規定を明記したものとされている。

4. 平成21年当時の省令62号（丙A5の3）

平成18年当時とくらべ、大きな改正点は見当たらない

以上